

林業において特別教育が必要な業務の範囲

第36条	使用する機械	業務の内容
7号	機械集材装置	原木等を巻き上げ、かつ、空中において運搬
8号	限定なし(車両系伐木造材機械による伐木を除く)	胸高直径70cm以上の立木の伐採等
8号の2	チェーンソー	立木の伐採
案-1	車両系集材機械	原木等を積載、またはけん引して運搬
案-2	車両系伐木造材機械	立木の伐木、原木等の造材または持ち上げて集積
案-3	車両系架線集材機械	原木等を架線またはウインチを用いて運搬(空中において運搬するものを除く)

立木の伐木

8号
胸高直径70cm以上の立木の伐採
(機械等の限定なし)

案-2

車両系伐木造材機械⁽²⁾による伐木

(2)フェラーバンチャ、ハーベスタ

8号の2
チェーンソーによる伐木

胸高直径
70 cm
以上

造材

8号の2

チェーンソーによる造材

案-2

車両系伐木造材機械⁽²⁾による造材

(2)プロセッサ、ハーベスタ

原木等の集積、運搬

案-1
車両系集材機械⁽¹⁾による積載、けん引運搬

(1)スキッド、フォワーダ、集材車、集材用トラクタ

案-2
車両系伐木造材機械⁽²⁾による持ち上げて集積

(2)フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、集積用グラブ、グラブソー

架線を用い空中において運搬

7号
機械集材装置による運搬

…車両系架線集材機械⁽³⁾によるものを含む

(3)タワーヤーダの一部

案-3

車両系架線(集材)機械⁽³⁾による運搬

…原木等が空中に吊り下げられず、常時けん引されるものに限る

(3)タワーヤーダの一部、スイングヤーダ、集材ウインチ

車両系林業機械の運転(走行)

案-1, 2, 3

車両系集材機械、車両系伐木造材機械、車両系架線(集材)機械の運転(走行)